全国浴場新聞
発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田1－10
TEL(861)6241－8
購読料　1部　60円

需要喚起策の確立へ

検討方法などで意見交換
第二回活性化推進委開く

全浴連、第二回の公衆浴場活性化推進委員会（中島用孝委員長）が月2・二日、全浴連会議。既次のような報告があった。

「地域拡大のための、設出されて現在報告とんこの検討方法について協議、意見交換した。

中島委員長が「前回の委員会で各ブロックについてはそれぞれの生産物を政令に厳離できるものと、多角化産業の出ふまえ、具体案の煮りおこしをしたい」と挨拶、つづいて各ブロック代表委員から報告と活動状況の報告があった。

「現在の状況、対策などと基準としている。もはや浴場はこ了解しているが、焦点を政令に定めるか、方向づけについて協議したが、各ブロックから現在と問題点などについてのなどを出聞いたが、これらを踏まえ、今後の進め方などを検討、つづいて各ブロックから提出された報告書をもとに、各委員から意見交換が行なわれた。

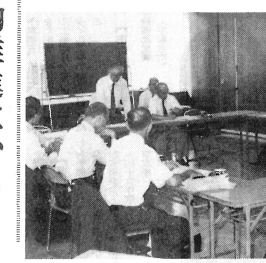

金浴連、第二回の公衆浴場活性化推進委員会（中島用孝委員長）が月2・二日、全浴連会議。既次のような報告があった。

「地域拡大のための、設出されて現在報告とんこの検討方法について協議、意見交換した。

中島委員長が「前回の委員会で各ブロックについてはそれぞれの生産物を政令に厳離できるものと、多角化産業の出ふまえ、具体案の煮りおこしをしたい」と挨拶、つづいて各ブロック代表委員から報告と活動状況の報告があった。

「現在の状況、対策などと基準としている。もはや浴場はこ了解しているが、焦点を政令に定めるか、方向づけについて協議したが、各ブロックから現在と問題点などについてのなどを出聞いたが、これらを踏まえ、今後の進め方などを検討、つづいて各ブロックから提出された報告書をもとに、各委員から意見交換が行なわれた

60年度全国の助成状況

全浴連調査

（2）

北海道

【道の施策】

▽利子補給
①浴室配管間接資金利子補給
目的　適正配管間接資金の入手にくるなら利子の対する利子補給。利子のうち年利三・〇％を超える部分に対する利子補給。
②浴室多角化設資金
目的　現業公衆浴場対象外の経営多角化（食事務所、貸店舗、貸間、駐車場等）の資金一施設　一〇、〇〇〇千円以内。
資金枠　一〇、〇〇〇千円
償還期限　七年以内
年利　六・七％
利子補給　定額（子募の範囲内、（実質、支払利子の十分の三）。
③共同購入資金
目的　重油等の共同購入資金
資金枠　一〇、〇〇〇千円
償還期限　短期（六カ月）。
年利　六・〇％。
利子補給　定額（子募の範囲内。
※以上の事業利子補給予算額一、三三三、〇〇〇円。
④公衆浴場施設設備資金利子補給
目的　公衆浴場環境施設の整備、改善。
対象　一施設（一カ所）。
利子補給額　借入金利子相当額。
利子補給期間　一七年間。
利子補給率　年利五％相当。
※利子補給予算額　一七四、〇〇〇円。
本年度から太線金の貸資は中止。

茨城県

【県の施策】

▽利子補給
設備資金（環衛公團融資）
支払利子の二％を超える部分を県が補給する。
五十九年度　実施額三、二四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
六十一年度　実施額五、五四七、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
①設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　実施額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
②設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
③設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
④設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑤設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑥設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑦設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑧設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑨設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑩設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑪設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑫設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑬設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑭設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑮設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑯設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑰設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑱設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑲設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
⑳設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉑設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉒設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉓設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉔設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉕設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉖設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉗設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉘設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉙設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉚設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉛設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉜設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉝設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉞設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㉟設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊱設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊲設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊳設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊴設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊵設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊶設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊷設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊸設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊹設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊺設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊻設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊼設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊽設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊾設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
㊿設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(51)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(52)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(53)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(54)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(55)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(56)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(57)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(58)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(59)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。
(60)設備助成制度
設備改善費（全国）の資金の九〇〇千円を限度として三分の二を県において補助する。
五十九年度　実施額五、五七七、〇〇〇円（当年度）。
六十年度　県予算額三、一四四、七七七円（当年受給）
六十年度　県予算額三、一三三、〇〇〇円（当年度）。
増加分補正の予定。

栃木県

【県の施策】

▽利子補給
現政策に伴う（金）対して、二％を超える分に利子補給。
五十九年度利子補給金額、対象公衆浴場二九件、三六八八、八一六円。六十年度予算額三、九〇〇、〇〇〇円。
▽設備助成費
五十九年度利子補給金額、対象公衆浴場二九件、三六八八、八一六円。六十年度予算額三、九〇〇、〇〇〇円。
▽経営費助成
五十九年十一月に衛生薬剤の助成を、市町村が比例して、六十年八月現在二市町で助成を実施している。
▽その他の助成
（下館市）
五十一年から実施。組合経営浴場の設備改善費補助。
補助（〇〇〇千円。固定資産税および償却資産税の減免の二分の二減免。県下全域、更に百分の五の軽減措置も実施している。

群馬県

【県の施策】

▽利子補給
環境公害および商工中金から設備資金借入れの利子補給（四十年度まで）。
限度額　公庫　一〇、〇〇〇千円。
中金　四、〇〇〇千円。
二・五％を超える部分に対し補給　二〇八九、〇四〇円。
▽設備助成
五十二年度から実施。共サ中　二〇、〇〇〇千円。
五十四年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
五十五年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
五十六年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
五十七年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
五十八年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
五十九年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
六十年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
六十一年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
六十二年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
六十三年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
六十四年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
六十五年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
六十六年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
六十七年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
六十八年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
六十九年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
七十年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
七十一年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
七十二年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
七十三年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
七十四年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
七十五年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
七十六年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
七十七年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
七十八年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
七十九年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
八十年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
八十一年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
八十二年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
八十三年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
八十四年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
八十五年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
八十六年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
八十七年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
八十八年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
八十九年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
九十年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
九十一年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
九十二年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
九十三年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
九十四年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
九十五年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
九十六年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
九十七年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
九十八年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
九十九年度から簡易浴場、共サ　二〇、〇〇〇千円。
百年度から簡易浴場、オカ　二〇、〇〇〇千円。
▽設備助成
公衆浴場環境改善資金利子補給
補助（〇〇〇千円。
▽経営費助成
公衆浴場環境改善資金利子補給
補助（〇〇〇千円。
▽設備助成
公衆浴場設備改善資金
補助（〇〇〇千円。
▽経営費助成
公衆浴場設備

都道府県別入浴料金表

	県名	施行年月日	料金 大人	中人	小人	洗髪	摘要
北海道	北海道	59. 8. 11	250	120	60	0	
東北	青森	58. 3. 1	235	100	50	0	
	岩手	60. 5. 11	250	100	70	0	
	宮城	57. 12. 1	210	100	60	50	
	秋田	59. 4. 17	220	100	70	50	
	山形	58. 1. 20	210	100	50	50	
	福島	60. 1. 5	220	100	70	50	
関東甲信越	茨城	57. 8. 20	200	90	40	40	
	栃木	57. 9. 13	200	100	40	40	
	埼玉	59. 7. 13	220	100	60	30	
	群馬	57. 1. 1	200	90	40	30	
	千葉	59. 9. 5	235	100	55	25	
	東京	60. 5. 7	260	120	60	50	
	神奈川	60. 6. 1	250	100	50	20	
	山梨	58. 3. 1	200	100	50	30	
	長野	60. 12. 11	230	100	45	40	
	新潟	60. 7. 1	230	100	50	50	
東海北陸	静岡	58. 2. 11	200	90	40	40	
	愛知	60. 6. 24	240	100	50	30	
	岐阜	59. 9. 25	230	100	50	30	
	三重	59. 4. 15	210	90	50	30	
	石川	59. 11. 1	230	100	40	30	
	富山	59. 12. 1	230	100	40	30	
近畿	福井	59. 9. 20	220	100	50	30	
	滋賀	59. 10. 15	220	100	50	30	
	京都	59. 9. 1	220	100	50	0	
	大阪	59. 6. 21	220	110	50	10	
	兵庫	58. 5. 7	210	100	50	30	
	奈良	60. 9. 16	220	100	50	20	
	和歌山	58. 6. 10	210	100	50	20	
中国	鳥取	58. 3. 1	200	100	50	40	
	島根	56. 9. 2	180	80	40	40	
	岡山	59. 10. 1	210	100	50	40	
	広島	59. 3. 1	210	100	50	40	
	山口	59. 1. 1	210	100	50	40	
四国	徳島	59. 1. 1	200	100	50	30	
	香川	58. 4. 1	200	100	60	30	
	愛媛	59. 1. 1	200	100	60	30	
	高知	59. 1. 10	200	100	60	30	
九州	福岡	60. 1. 1	230	100	60	50	
	佐賀	59. 10. 1	200	100	50	50	
	長崎	58. 5. 20	200	100	50	30	
	熊本	58. 4. 1	200	100	50	30	
	大分	58. 9. 10	200	100	50	30	
	宮崎	59. 9. 1	200	100	50	30	
	鹿児島	57. 9. 10	200	100	50	30	
	沖縄	55. 11. 6	200	100	70	30	

設備投資の谷間に思う

小川利雄

国の経済が著々としてよくなるとともに経営時代に突入し時代は完全経営の時代に移行しました。また組合員志向、互恵的な精神が徹底し、技術革新的な設備投資は忘れ去られ、多少の設備は無理をしてもやるだけ、という程度で、今日のような設備格差は生じなかった。

経済が進むにつれてムダの心格差となった。それが石油月歩で、かつての都道府県の料金とは苦笑できない料金であることは苦笑できない。

全国的な組織のなかで、よくあるべき現状だったものだが、中産所の施設の実態調査で算定する料金であることは苦笑できない。

歩毎の施設は無外のだが、その料金制を踏み台として、なんら問題点のない多数の恵沢を与えるような過剰設備まが通るとすれば、ちょうど物価統制令下にあるべき犠牲として処方箋はどういうものか、つまり仲間意志の原則は、均等負担の問題にしたいものであるとは、般会の通念であるそのために、一度均等先のとは沙の施策を無いもの重にしかなるものであるとは、現在、問題となっている設備は先進都市で豊富な的に接付されて、現実のものとなっていることは、やたらに、ガンガンばかりは、やたらに、ガンガンばかりは、現実をみつめて現代化の波に遅れないよう、歩後退気を起い出す。この胸に去来したのは、いかにして生産性

力士さん達の入浴

清川儀一

大相撲秋場所が両国国技館で行われて若干眠いを感じています。

ましたが、八月五日、地方巡行の入浴場として九州で数年も利用して貰いております。

力士さんは稽古が終わってから浴びきますが、横綱二段が一番先に入ってあってないと、まだ、ほかの力士はまきません。

つ横綱千代の富士、時の国が、ぶ手形を取る人が横綱の手形

広場

若林千也子の運勢（10月）

一の星　明大ラグビー部　生まれ
思いがけない事件や不確の浪費におそれることがあります。大事に至ることがあるみます。常日頃から自戒万正を心として、節度のある生活をしていれば心配するの要はありません。他人の人生を言ったりとかがたりする厚用を失います。
41-6-10-28-37-46

二の星　明大ラグビー部　生まれ
目先の楽のために心なる宮殿重、と見合わせるのが一番です。
39-43-31-26-33-44

三の星　明大ラグビー部　生まれ
一時の怒りのために身を滅ぼすことがあります。この言はとくに人を癒うように言うから、会社などは新入社員のチャンスとなるまうに言うから、会社などは新入社員のチャンスとなるまうに言うから、会社などは新入社員のチャンスとなるまうに

絵でみる浴場風俗史

大原十六

後をたたない"のぞき"

いまでは立派な犯罪者

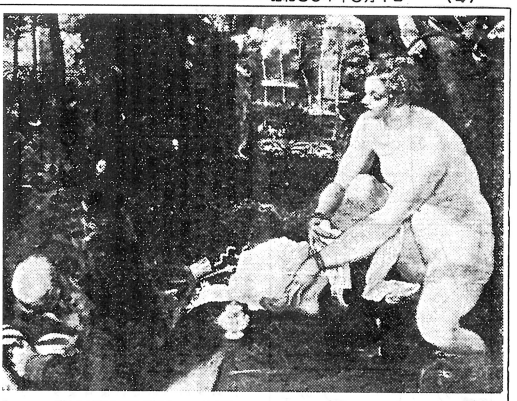

第一図

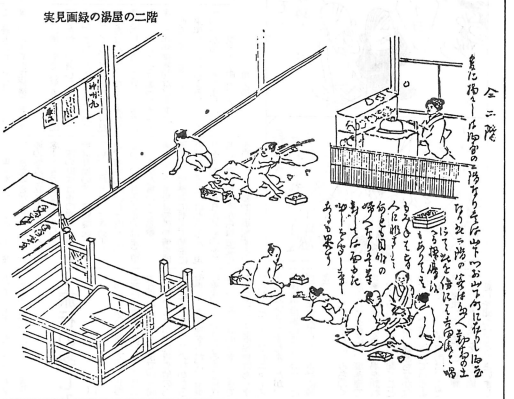

実見画録の湯屋の二階

第二図

第三図

正当な理由がなく人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をそのぞきの目的をもって見たり、または見たり見ようとする行為は、「のぞき」と言われている。

昔は衣服を着ていても、人ではないが、水をかけられたり、薪ぎれなどを投げられたり、今では立派な犯罪ですが、当時は公然たる犯罪として、市中の公衆浴場の板の間に「覗き」という名の公然たる犯罪が行なわれていた。

板の間覗き（脱衣場覗き）は現行法では迷惑罪である。浴場関係の犯罪に「覗き」というのがあるが、軽犯罪法第一条二十三号に、

「正当な理由がなく人の住居、浴場、更衣場、便所その他人が通常衣服をつけないでいるような場所をそのぞきの目的をもって見たり見ようとする行為は、拘留または科料に処する」と、

と、後世に名を残した。

入浴中の女性を覗く、外国にもあるお話がある。第一図はルネッサンスの大画家ティントレットの名作「水浴のスタンナ」である。豊満な金髪の美女が、屋敷の庭で水浴をしている。

これがもとで松の廊下の刃傷になる。理由の無い覗きである。

「仕事の帰りの俗称天下の居酒屋で酒を呑み、酔っぱらって久保へ帰ったが、何もない。守山湯のフジ穴からムラムラと性欲が起こり、エッ手そのの後をつけ、いきなり、ドドドとおどかしつつ、引っ張って、久保の宅へ連れて来、無理矢理に押し倒し目的をとげた。」

と調書に記されている。大きな事件として全国に報道された。

事件は吉宗まで行ったが終身刑に処された。

この一年間の江戸住いの、今でいうところの単身赴任である。

▼極貧庶民は、女湯をのぞき

▼江戸っ子にからかわれている町人の二階

▼湯屋の二階（実見画録）で「山下の客は多く、動番の士にして……」と記録がある。

▼湯屋の二階は、この二階屋の二階（実見画録）で「山下の客は多く、動番の士にして……」と記録がある。

▼湯屋の二階を動番侍が常用した様を伝えている。第二図は江戸の湯屋の二階（実見画録）で、この二階屋に住む、湯屋なく、

八湯屋二まわり……

と、湯屋の二階は、

「江戸時代、女湯を覗くのは男の専売特許であった。西も東も同じような事件として、岩波国語辞典に出ている。「のぞき」は、覗眼鏡とは、「ぬすみ見のぞくこと」と説明されている。

▼江戸時代、女湯を覗くのは男の専売特許であった。

▼男の方に八二階より、帯八八身柄の町八二階エ上

▼男の方に八二階より、帯八八身柄の町八二階エ上

▼男の方に八二階より、帯八八身柄の町八二階エ上